京都木材規格の概要

社団法人　京都府木材組合連合会
京都府産木材認証制度運営協議会

目次

（スライド番号）

１．　背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２．　KTSの仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
３．　KTSの製品品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
４．　含水率基準と寸法基準・・・・・・・・・・・・・１１
５．　曲げ性能基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
６．　材面区分基準（造作用製材）・・・・・・・・　２１
７．　性能の明示方法（ラベリング）・・・・・・・３３
８．　ラベルの取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
９．　認定事業体になるためには・・・・・・・・　４１
１０．認定事業体の関する費用と任期・・・・４４
１１．認定事業体の責務・・・・・・・・・・・・・・・・４５
１２．認証機関による抜き打ち検査・・・・・・　４６
１３．クレーム対応と罰則規定・・・・・・・・・・　４７

背景と目的

2010年10月「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（木材利用促進法）」施行（国）

「低層公共建築物は原則木造化」の義務付け。

建材需要のあらゆる場面で、木質系建材が必要とされる時代へ。

2011年3月「京都府産木材の利用促進に関する基本方針」策定（京都府）

府の公共事業における低層建築物の木造化をはじめ、あらゆる場面で木造・木質化の推進。原則として京都府産認証木材の使用が義務付け。

⇩

① 見積り・発注の目安となる「材面の品質」の業界基準の標準化
② 構造計算に必要な「含水率・曲げ性能（ヤング率）」の表示
③ 要求される品質を満たした木材製品の安定供給
以上が京都府産認証木材の供給者（取扱事業体）に求められることになる。

⇩

京都産木材の品質性能を表示するための独自規格「京都木材規格」の策定

京都産木材の品質表示の現状
（京都木材規格がない場合）

製材JAS（日本農林規格）による品質性能表示

◯高い信頼性
◯全国的に通用する規格
× 取得・維持コストが高い

府内では取得企業は2社のみ（出荷実績はここ数年はほぼゼロ）

安定供給できる体制にない

各事業者が独自に品質性能表示

× 事業者によって基準が異なるため信頼性が低い

ＪＡＳを取得する以外に品質性能を担保する方法がなく、かといって中小企業にとってＪＡＳ取得は困難

製材の品質性能表示は各メーカーの自主性に任されていた
（第三者により品質性能が担保された京都産木材の圧倒的供給不足）

京都木材規格（ KTS：Kyoto Timber Standard ）の趣旨

「京都木材規格」という統一ルールで
京都産木材の品質と性能を「測定」し「表示」する

測定

表示

「表示内容の標準化」「生産者の品質管理意識の向上」

品質性能が担保された京都産木材の安定供給

京都木材規格（ KTS：Kyoto Timber Standard ）の趣旨

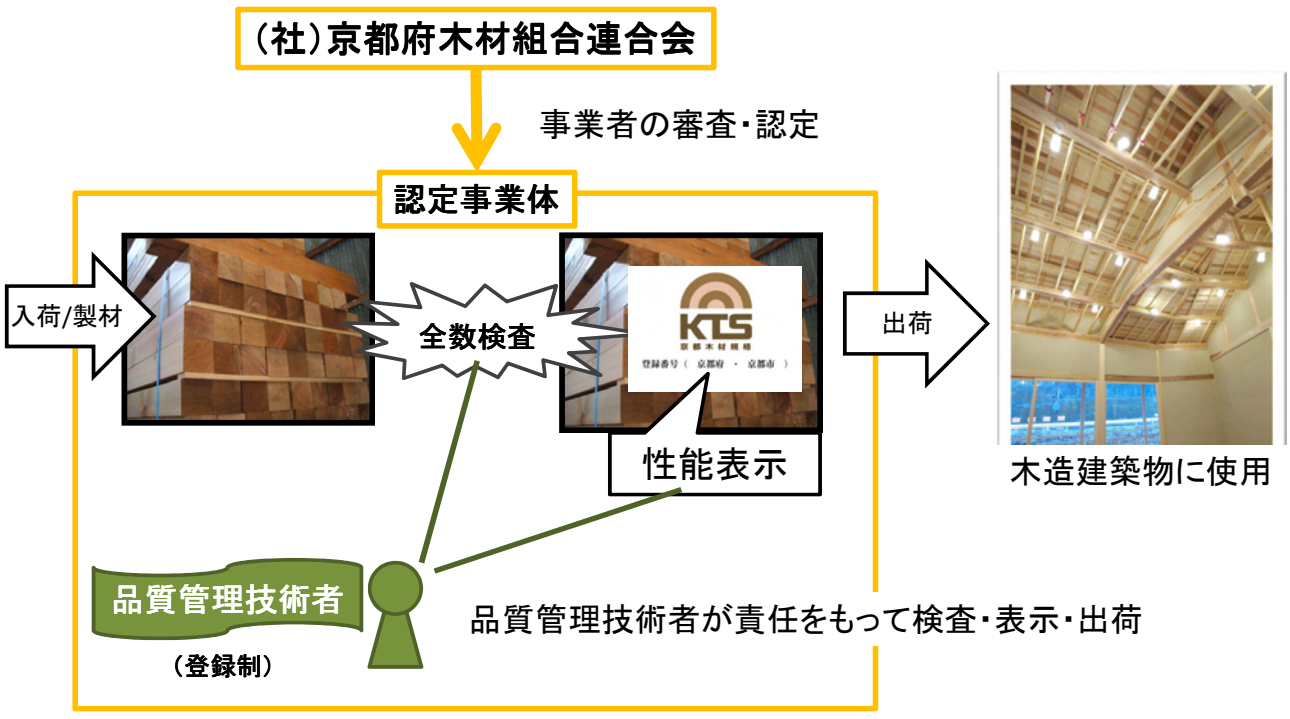

京都木材規格の仕組み

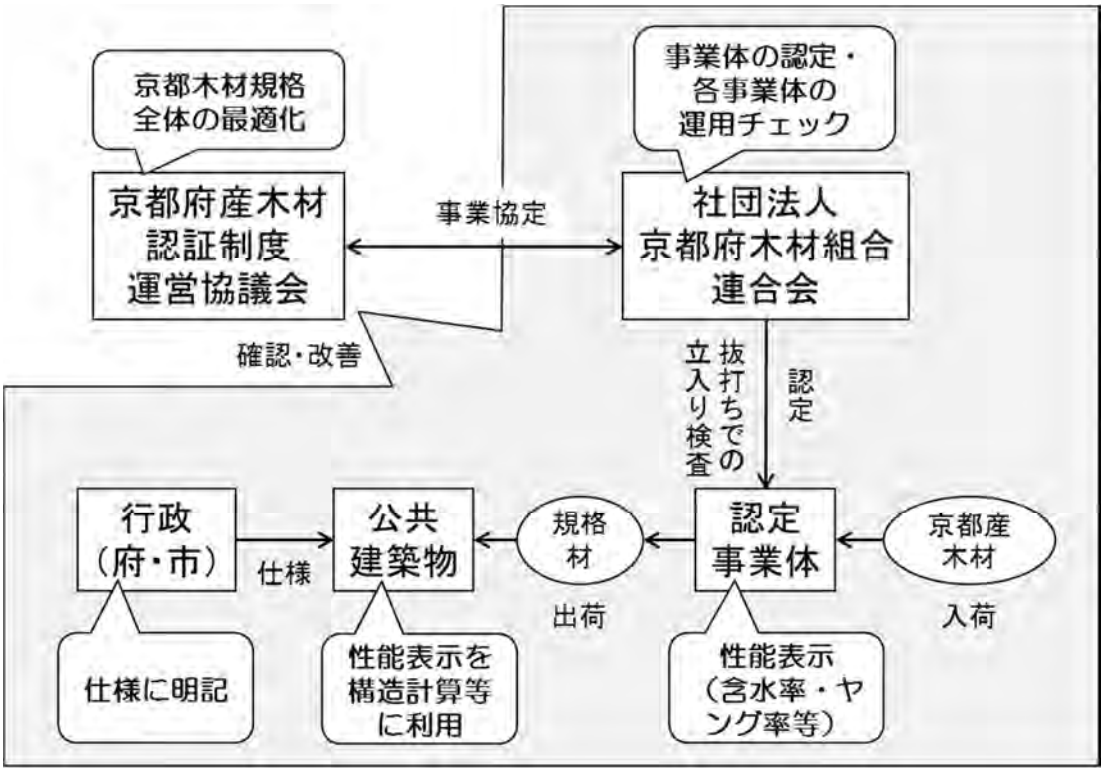

京都木材規格の仕組み（詳細）

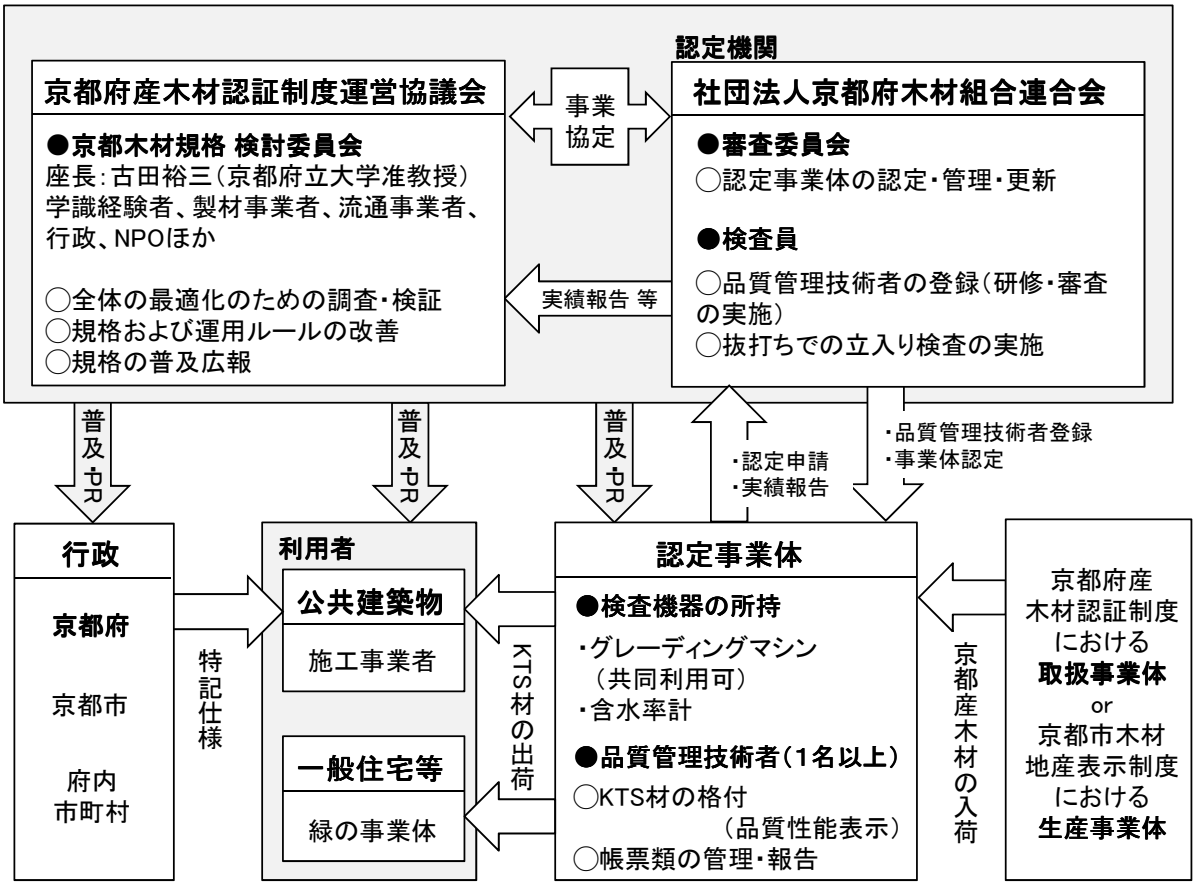

京都木材規格の製品品目

京都木材規格は京都産木材製品の品質・性能を表示するための業界独自規格です。

京都府が実施する**「京都府産木材認証制度（ウッドマイレージCO_2認証制度）」で認証された木材製品**または、**京都市が実施する「京都市木材地産表示制度（みやこ杣木認証制度）」で認証された木材製品**のこと

◆KTSの製品品目

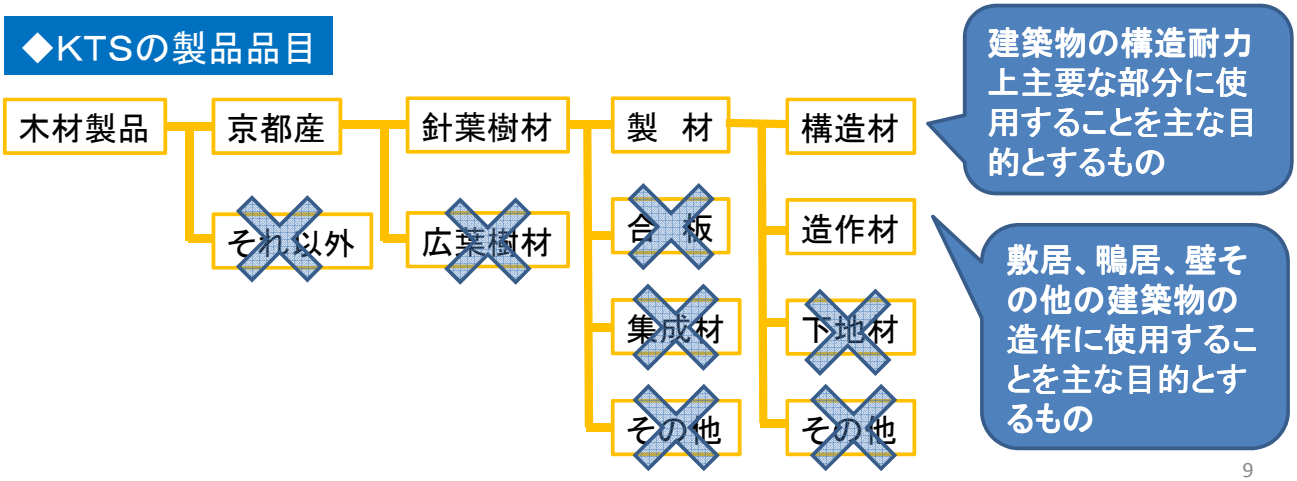

京都木材規格で表示する品質・性能

京都木材規格は京都産木材製品の品質・性能を表示するための業界独自規格です。

製品の寸法安定性に関わる情報
含水率、寸法

節の有無など見た目の美しさ
材面の品質

構造材のみ

木造建築の構造計算に必要な情報
曲げ性能

含水率表示基準

1 測定値による区分表示をする。含水率の測定・表示は原則必須。

造作用製材

区分		基準（表示値以下）
仕上げ材	SD18と表示するもの	18%
未仕上げ材	D18と表示するもの	18%

上の表の他に含水率が15%以下のものについて、仕上げ材では「SD15」、未仕上げ材では「D15」と表示することを可とする。

構造用製材

区分		基準（表示値以下）
仕上げ材	SD20と表示するもの	20%
未仕上げ材	D20と表示するもの	20%
	D25と表示するもの	25%

上の表の他に含水率が15%以下のものについて、仕上げ材では「SD15」、未仕上げ材では「D15」と表示することを可とする。

含水率表示基準

2 測定機器は(財)日本住宅・木材技術センター認定品とし、認定事業体の所有は必須とする。最新の認定品リストに掲載されていない過去の認定品でも補正が適正に行われていれば使用を可とする。

＜携帯型含水率計＞

認定番号	1-02-001	認定有効期限	H27.3.31	製品の外観写真
製品名	高周波木材水分計			
型式	HM-520			
問い合わせ先	株式会社ケツト科学研究所 〒143-8507　東京都大田区南馬込 1-8-1 TEL:03-3776-1111			
URL	http://www.kett.co.jp/			

認定番号	1-03-001	認定有効期限	H25.3.31	製品の外観写真
製品名	高周波木材水分計			
型式	HM8-WS25 型			
問い合わせ先	株式会社菊川鉄工所 〒516-8686　三重県伊勢市大湊町 85 番地 TEL:0596-36-2181			
URL	http://www.kikukawa.co.jp/			

認定番号	1-11-001	認定有効期限	H26.3.31	製品の外観写真
製品名	携帯型マイクロ波透過型含水率計			
型式	MC-3200EX			
問い合わせ先	株式会社エーティーエー 〒114-0023　東京都北区滝野川 7-11-3 TEL:03-5961-5866			
URL	http://www.ata.ne.jp			

＜設置型含水率計＞　平成24年8月8日現在

認定番号	2-01-003	認定有効期限	H26.3.31	製品の外観写真
製品名	マイクロウォッチャー			
型式	タイプ LA-1			
問い合わせ先	マイクロメジャー株式会社 〒428-0013　静岡県島田市金谷東 2-3482-413 TEL:0547-45-3023			
URL	http://www.micromes.com			

認定番号	2-03-002	認定有効期限	H25.3.31	製品の外観写真
製品名	マイクロ波透過型木材水分計			
型式	MB-3100			
問い合わせ先	株式会社エーティーエー 〒114-0023　東京都北区滝野川 7-11-3 TEL:03-5961-5866			
URL	http://www.ata.ne.jp			

認定番号	2-12-001	認定有効期限	H28.3.31	製品の外観写真
製品名	非接触型マイクロ波水分計			
型式	AS-320			
問い合わせ先	マイクロメジャー株式会社 〒428-0013　静岡県島田市金谷東 2-3482-413 TEL:0547-45-3023			
URL	http://www.micromes.com			

※(財)日本住宅・木材技術センターウェブサイトより

含水率測定基準

1. 測定方法

・測定箇所は**3箇所**
・測定値は**平均値**で
・(財)日本住宅・木材技術センター認定品で測定

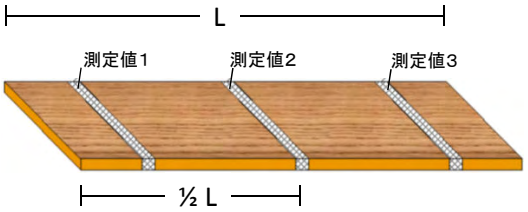

2. 測定対象本数及び合格必要数量

・全ての本数を測定する。(全数検査)

・出荷しようとする区分の基準を満たさなかった検査対象製品については出荷しない。
※基準外製品は含むことができない。

含水率測定基準

3. 測定における留意点

①現場ごとの実情(測定対象材の種類、測定環境)に合わせた補正を的確に行う。

②一つの材面に電極を押し当てるタイプの携帯用含水率計では、測定の深さは1cm～2cm程度であるため、厚い材では大きな測定誤差が生じる可能性がある。

③材厚さ方向全体の水分を検知できる含水率計では、かなりの精度が得られるが、この場合にも含水率傾斜が大きい場合には誤差が生じるため、適切な補正を行う必要がある。

④乾燥方法や材種ごとに含水率による測定値と全乾質量法による値との誤差を前もって求めておき、その差の分だけ補正することによって乾燥材が含水率基準に合格するか否かを判断できるようになる。

寸法基準

造作用製材

（単位：mm）

区分			必要な寸法と測定した寸法との差
木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	７５未満	＋１．０　－０
		７５以上	＋１．５　－０
	未仕上げ材	７５未満	＋２．０　－０
		７５以上	＋３．０　－０
	未乾燥材		＋制限なし　－０
材長			＋制限なし　－０

（注） 耳付材の木口の長辺は、木口の短辺が６ｃｍ未満のものにあっては材長方向の中央部における横断面の上辺（平行な２直線の短い方をいう。以下同じ。）とし、それ以外のものにあっては材長方向の中央部における横断面の上辺及び下辺の平均値とする。（平行な２直線の長い方をいう。以下同じ。）

構造用製材

（単位：mm）

区分			必要な寸法と測定した寸法との差
木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	７５未満	＋１．０　－０
		７５以上	＋１．５　－０
	未仕上げ材	７５未満	＋１，０　－０
		７５以上	＋１．５　－０
	未乾燥材	７５未満	＋２．０　－０
		７５以上	＋３．０　－０
材長			＋制限なし　－０

（注） １　たいこ材の木口の長辺は、最小横断面における平行な２直線の短い方とする。
２　仕上げ材のうち、ＳＤ１５と表示するものにあっては、同表木口の短辺及び木口の長辺の項中「－０」とあるのは、「－０．５」と読み替える。

必要な測定機器・・・・・・ノギス、直定規、直角定規、鋼鉄メジャー

寸法基準（見やすい表）

（単位：mm）

区分				表示寸法との差 造作用		構造用	
木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	SD15	75未満	＋1.0	－0.5	＋1.0	－0.5
			75以上	＋1.5	－0.5	＋1.5	－0.5
		上記以外	75未満	＋1.0	－0	＋1.0	－0
			75以上	＋1.5	－0	＋1.5	－0
	未仕上げ材		75未満	＋2.0	－0	＋1.0	－0
			75以上	＋3.0	－0	＋1.5	－0
	未乾燥材		75未満	＋制限なし	－0	＋2.0	－0
			75以上	＋制限なし	－0	＋3.0	－0
	耳付き材	木口の短辺1.5cm未満	木口の短辺	＋制限なし	－0.5		
			木口の長辺	＋制限なし	－1.0		
		木口の短辺1.5cm以上		＋制限なし	－1.0		
材長				＋制限なし	－0	＋制限なし	－0

出展：新しい製材の日本農林規格並びに改正の要点及び解説

曲げ性能表示基準

1 測定値による区分表示をする。**表示の対象は構造材。**
測定・表示は原則必須。

○曲げ性能表示基準

等級	曲げヤング係数 （GPa又は10^3N／mm^2）
E 50	3. 9以上 5. 9未満
E 70	5. 9以上 7. 8未満
E 90	7. 8以上 9. 8未満
E 110	9. 8以上 11. 8未満
E 130	11. 8以上 13. 7未満
E 150	13. 7以上

○同一荷口（バンドル・邸別等）で同一等級により
表示する場合の出荷基準

区分	E50 未満	E50	E70	E90	E110 以上	←実測等級
E110以上	E110未満は同梱しない				全体について E110以上を保証	
E90以上	E90未満は同梱しない			全体について E90以上を保証		
E70以上	E70未満は同梱しない		全体についてE70以上を保証			
E50以上	同梱しない	全体についてE50以上を保証				

曲げ性能表示基準

2 曲げ性能測定機器はハンディタイプの共同利用や認定機関貸与を可とする。
また、設置型測定器を所有している他事業体に材を持ち込んで曲げ性能測定を行う場合の取り扱いは下記の通りとする。

① 材を持ち込む側の品質管理技術者が直接測定等する場合は、「共同利用」として扱うことができるものとし、認定事業体の自主管理による認証材として出荷できる。

② 他事業体から持ち込まれた材を設置事業体の品質管理技術者が測定等する場合は、設置事業体の責任により表示内容を保証する。（なお、設置事業体が「認定事業体」となっていることが必要なので注意。）

HG-2001

※HG-2001 ㈱ATA

認定機関（（社）京都府木材組合連合会）が
所有するハンディタイプの測定器

曲げ性能表示基準

3 測定機器は（社）全国木材検査・研究協会認定品とする。

2012（平成24）年8月1日現在
全国木材検査・研究協会

県名	会社名	認定年月日	有効期限	認定番号	認定機種型式	方法	適用範囲			備考（所在地・電話番号）
							断面寸法の短辺（単位：mm）	断面寸法の長辺（単位：mm）	長さ（単位：m）	
愛知	飯田工業（株）	平成21年12月1日	平成26年11月30日	JLIRA-Em-1	MGN-101	曲げ荷重	30以上120以下	60以上120以下	2以上4以下	飯田工業（株） 愛知県小牧市大字村中153 TEL：0568-75-5321
〃	〃	平成24年5月1日	平成29年4月30日	JLIRA-Em-2	MGN-T01	曲げ荷重	90以上300以下	90以上390以下	3以上8以下	〃
広島	中国木材（株）	平成24年5月1日	平成29年4月30日	JLIRA-Ef-1	DGM-01	打撃振動	90以上120以下	90以上390以下	3以上6以下	中国木材（株） 広島県呉市広多賀谷1-1-1 TEL：0823-71-7143
静岡	（株）一条工務店	平成23年8月25日	平成28年8月24日	JLIRA-Ef-2	IWGS-01	打撃振動	89以上135以下	89以上390以下	1.35以上6.0以下	（株）一条工務店 静岡県浜松市倉松町4040 TEL：053-447-7711
三重	（株）菊川鉄工所	平成21年10月1日	平成26年9月30日	JLIRA-Em-3	YG-15型	曲げ荷重	90以上150以下	90以上390以下	1.85以上3以下	（株）菊川鉄工所 三重県伊勢市大湊町85 TEL：0596-36-2181
〃	〃	平成22年10月1日	平成27年9月30日	JLIRA-Em-4	YG-1型	曲げ荷重	90以上120以下	90以上390以下	2.6以上4以下	〃
〃	〃	平成21年4月1日	平成25年11月14日	JLIRA-Em-5	YG-45型	曲げ荷重	90以上120以下※	90以上390以下	2.36以上6以下	〃
静岡	カワサキ機工（株）	平成22年10月1日	平成27年9月30日	JLIRA-Ef-3	KGS-TP2	打撃振動	45以上120以下	60以上390以下	3以上6以下	カワサキ機工（株） 静岡県掛川市伊達方滑川810-1 TEL：0537-27-1719
東京	（株）エーティーエー	平成24年8月1日	平成29年7月31日	JLIRA-Ef-4	HG-2001型	打撃振動	90以上150以下	90以上390以下	3以上6以下	（株）エーティーエー 東京都北区滝野川7-11-3 山形ビル TEL：03-5961-5866
愛知 静岡	飯田工業（株） マイクロメジャー（株）	平成21年10月1日	平成26年9月30日	JLIRA-Ef-5	MGH-451型	打撃振動	90以上150以下	90以上360以下	3以上6以下	マイクロメジャー（株） 静岡県島田市金谷東2-3482-413 TEL：0547-45-3023

※断面寸法の短辺が185×長辺が185のときも適用される

曲げ性能測定基準

1. 測定方法

・（社）全国木材検査・研究協会が認定した機器を適切に使用し測定する。
（具体的な測定方法は各機器の取扱説明書による）

ハンディタイプ

ライン設置タイプ

2. 測定対象本数及び合格必要数量

・**全ての本数を測定する。（全数検査）**

・出荷しようとする区分の基準を満たさなかった検査対象製品については出荷しない。
※基準外製品は含むことができない。

【参考】材面区分ごとの造作用製材

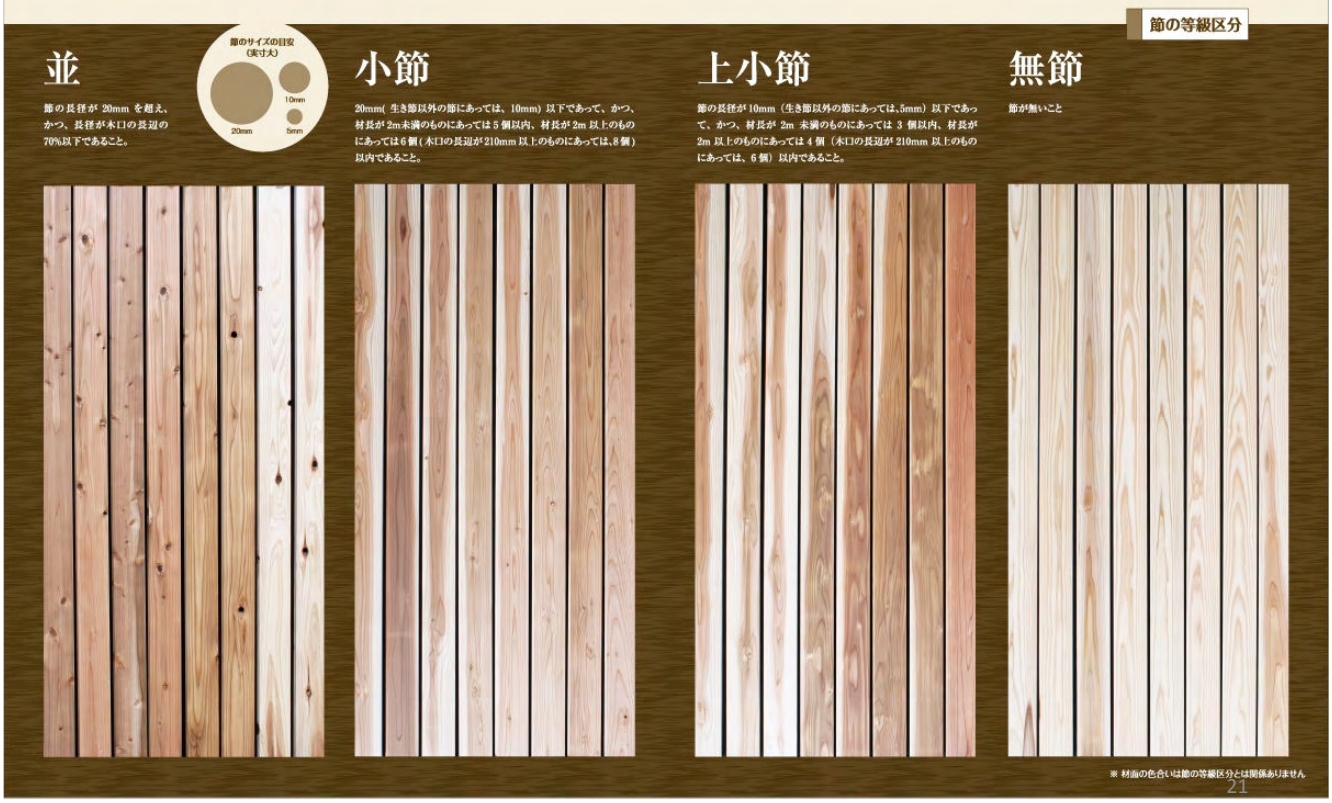

材面区分の基準（造作用製材）

			無節	上小節	小節	並
節			ないこと。	長径が 10mm(生き節以外の節にあっては、5mm)以下であって、かつ、材長が 2m未満のものにあっては 3 個以内、材長が 2m 以上のものにあっては 4 個(木口の長辺が 210mm 以上のものにあっては、6 個)以内であること。	長径が 20mm(生き節以外の節にあっては、10mm)以下であって、かつ、材長が 2m未満のものにあっては 5 個以内、材長が 2m 以上のものにあっては 6 個(木口の長辺が 210mm 以上のものにあっては、8 個)以内であること。	長径が 20mm を超え、かつ、長径が木口の長辺の 70%以下であること。
丸身			ないこと。	同左	同左	同左
腐朽、虫穴及び随心			ないこと。	同左	同左	軽微であること。
割れ	貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法以下であること。	同左	同左	同左
		材面	ないこと。	同左	同左	同左
	材面の短小割れ		割れの長さの合計が材長の 5%以下であること。	割れの長さの合計が材長の 10%以下であること。	同左	同左
曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が 75mm 以下のもの、又は木口の長辺が 75mm を超え、かつ、木口の短辺が 30mm 以下のもの		0.5%以下であること。	1.0%以下であること。	同左	同左
	上記以外の寸法のもの		0.2%以下であること。	0.4%以下であること。	同左	同左
そり（幅ぞりを含む。）又はねじれ			極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	同左
欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ			ないこと。	極めて軽微であること。	軽微であること。	同左
変色、あて、かびその他の欠点			極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	同左

（注） この基準の判定は、板類にあっては良面（欠点の程度の小さい材面をいう。以下同じ。）について、角類にあっては１材面ごとに行う。

【京一等】

節の長径が２１mm～３０mmで，生き節以外の節にあっては，埋め木処理が施されているもの。その他材面の欠点の程度は製材の日本農林規格（造作用製材）における「並」と同様。

目次

1. 節
- 節の材面区分表（見やすい表）
- 節の定義と種類
- 長径の測定方法

2. 割れ
- 貫通割れの種類と測定方法
- 材面の短小割れの測定方法

3. 曲がり
- 曲がりの測定方法

1 「節」 節の材面区分表（見やすい表）

			無節	上小節		小節		並
節の種類			—	生き節	生き節以外	生き節	生き節以外	—
節の長径			—	10mm以下	5mm以下	20mm以下	10mm以下	20mm以上
節の数（もしくは節の割合）	材長 2m未満		0個	3個以内		5個以内		長径が木口の長辺の70%以下であること。
	材長 2m以上	木口長辺 210mm未満	0個	4個以内		6個以内		
		木口長辺 210mm以上	0個	6個以内		8個以内		

出展：わかりやすい新製材JASの解説（一部、修正）

1 「節」 節の定義と種類

◆節の定義

材面に表れた枝の切断面のこと。

◆節の種類

① 生き節
節の繊維が周囲の材と連絡しているもの。

② 死節
節の繊維が周囲の材と連絡の切れているもの。

③ 抜け節
節が抜け落ちて穴の状態になったもの。

④ 腐れ節
節に腐れを伴ったもの。

⑤ 抜けやすい節
節に裏面にとおる裂けを伴って抜けやすい状態、または周囲の材と節の間にすきがあり抜けやすい状態のもの。

出展：わかりやすい新製材JASの解説

1 「節」 長径の測定方法

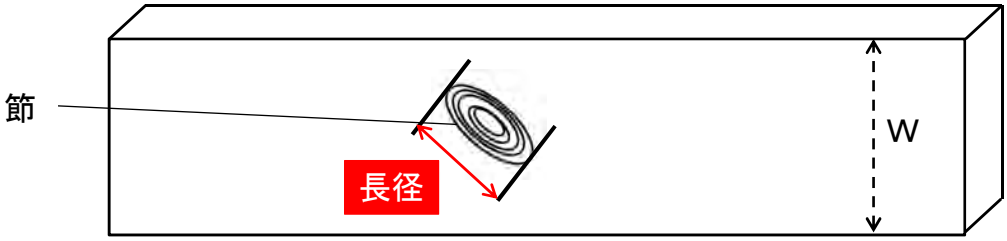

注）節の径の測定は節ばかまを除いた部分とし、枝の部分と節ばかまと区別が判然としないものは、枝の径の判然とした箇所を基準にして、繊維の流れに沿い色沢が枝の部分であると判断できる範囲をもって節の径とする。

ちなみに

長径が、限度の1／2以下のものの数は、2個を1個とみなす。
なお、限度の1／4以下のものは、4個またはその端数とする。

わかりやすく説明すると

【例】上小節の場合

上小節の節の基準＝10㎜以下
よって、右図の2個の節は1個とみなす。

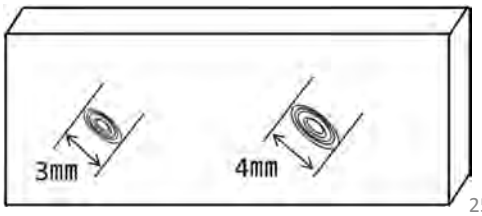

2 「割れ」 貫通割れの種類と測定方法

木口の貫通割れ

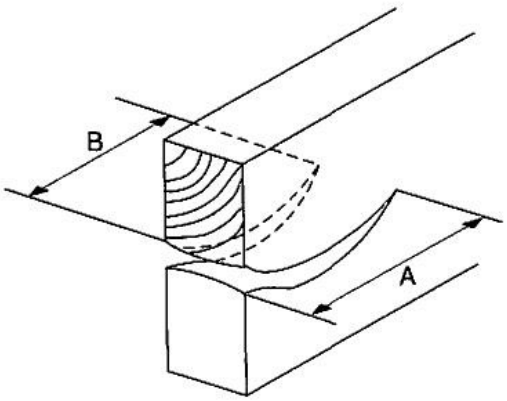

$$割れの長さ = \frac{A+B}{2}$$

注） 2材面にあらわれている割れの長さの平均長さとする。

A、B＝ 割れの長さ

図の出展：わかりやすい新製材JASの解説

2「割れ」 貫通割れの種類と測定方法

材面の貫通割れ

材面の貫通割れ(隣接材面)

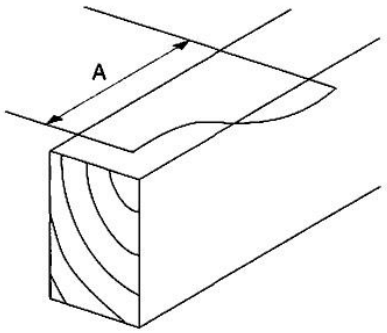

A ＝割れの長さ

割れの長さ＝$\frac{A}{2}$

材面の貫通割れ(相対材面)

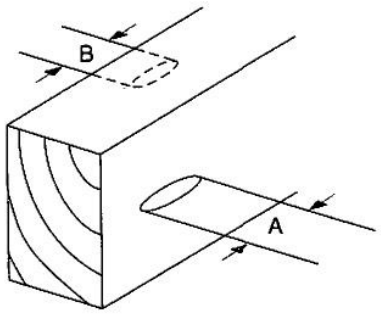

A・B ＝割れの長さ

割れの長さ＝$\frac{A+B}{2}$

①貫通割れの取扱いは、相対材面及び隣接材面を測定の対象とする。
②同一材面に2個以上ある場合は、最長のものを原則とするが、連続的にあらわれているものは同一の割れとみなす

図の出展:わかりやすい新製材JASの解説

2「割れ」 材面の短小割れの測定方法

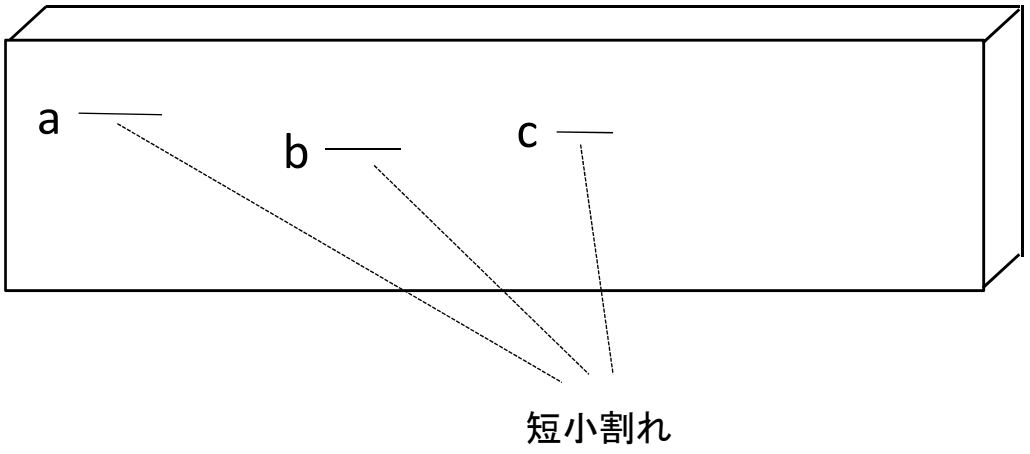

材面の短小割れ(割れの長さの合計)＝ a ＋ b ＋ c

３「曲がり」　曲がりの測定方法

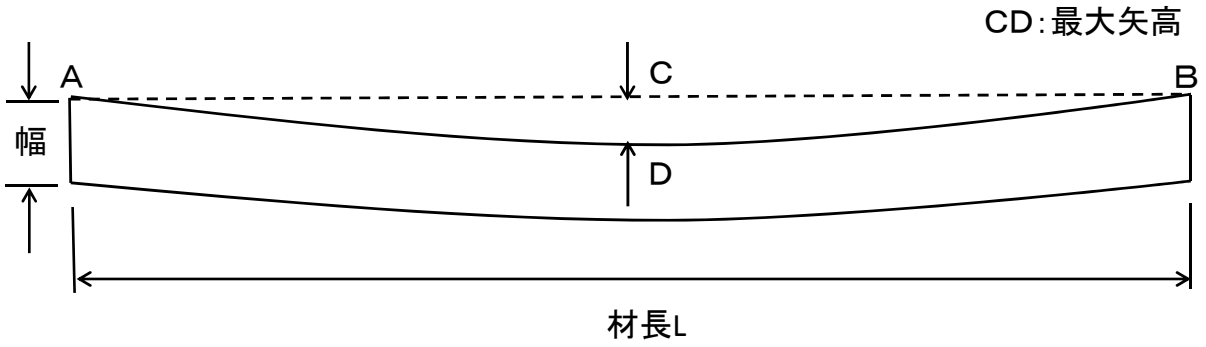

$$曲がり(\%) = \frac{CD}{AB} \times 100$$

【例】材長L = 4m 、最大矢高CD = 2cm　とすれば

$$曲がり(\%) = \frac{2cm}{400cm} \times 100 = 0.5\%$$

材面区分の基準（造作用製材）

			無節	上小節	小節	並
節			ないこと。	長径が 10mm(生き節以外の節にあっては、5mm)以下であって、かつ、材長が 2m 未満のものにあっては 3 個以内、材長が 2m 以上のものにあっては 4 個(木口の長辺が 210mm 以上のものにあっては、6 個)以内であること。	長径が 10mm(生き節以外の節にあっては、10mm)以下であって、かつ、材長が 2m 未満のものにあっては 5 個以内、材長が 2m 以上のものにあっては 6 個(木口の長辺が 210mm 以上のものにあっては、8 個)以内であること。	長径が 20mm を超え、かつ、長径が木口の長辺の 70%以下であること。
丸身			ないこと。	同左	同左	同左
腐朽、虫穴及び随心			ないこと。	同左	同左	軽微であること。
割れ	貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法以下であること。	同左	同左	同左
		材面	ないこと。	同左	同左	同左
	材面の短小割れ		割れの長さの合計が材長の 5%以下であること。	割れの長さの合計が材長の 10%以下であること。	同左	同左
曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が 75mm 以下のもの、又は木口の長辺が 75mm を超え、かつ、木口の短辺が 30mm 以下のもの		0.5%以下であること。	1.0%以下であること。	同左	同左
	上記以外の寸法のもの		0.2%以下であること。	0.4%以下であること。	同左	同左
そり(幅ぞりを含む。)又はねじれ			極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	同左
欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ			ないこと。	極めて軽微であること。	軽微であること。	同左
変色、あて、かびその他の欠			極めて軽微であ	軽微であること。	顕著でないこと。	同左

目次

1.　節
- 節の材面区分表（見やすい表）
- 節の定義と種類
- 長径の測定方法

2. 割れ
- 貫通割れの種類と測定方法
- 材面の短小割れの測定方法

3. 曲がり
- 曲がりの測定方法

材面区分についての解説は（今回解説したものを含め）全てJASに準拠している。
JAS本該当ページ：p134～173

材面区分の基準（造作用製材）

			無節	上小節	小節	並
節			ないこと。	長径が 10mm(生き節以外の節にあっては、5mm)以下であって、かつ、材長が 2m 未満のものにあっては 3 個以内、材長が 2m 以上のものにあっては 4 個(木口の長辺が 210mm 以上のものにあっては、6 個)以内であること。	長径が 20mm(生き節以外の節にあっては、10mm)以下であって、かつ、材長が 2m 未満のものにあっては 5 個以内、材長が 2m 以上のものにあっては 6 個(木口の長辺が 210mm 以上のものにあっては、8 個)以内であること。	長径が 20mm を超え、かつ、長径が木口の長辺の 70%以下であること。
丸身			ないこと。	同左	同左	同左
腐朽、虫穴及び随心			ないこと。	同左	同左	軽微であること。
割れ	貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法以下であること。	同左	同左	同左
		材面	ないこと。	同左	同左	同左
	材面の短小割れ		割れの長さの合計が材長の 5%以下であること。	割れの長さの合計が材長の 10%以下であること。	同左	同左
曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が 75mm 以下のもの、又は木口の長辺が 75mm を超え、かつ、木口の短辺が 30mm 以下のもの		0.5%以下であること。	1.0%以下であること。	同左	同左
	上記以外の寸法のもの		0.2%以下であること。	0.4%以下であること。	同左	同左
そり（幅ぞりを含む。）又はねじれ			極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	同左
欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ			ないこと。	極めて軽微であること。	軽微であること。	同左
変色、あて、かびその他の欠			極めて軽微である	軽微であること。	顕著でないこと。	同左

なお、「造作用製材」の他に「構造用製材」に対しても、左記の材面区分（材面の美観）を行うことは可能。表示方法についてはJASに準拠）

JAS本該当ページ：p31

材面区分についての解説は（今回解説したものを含め）全てJASに準拠している。
JAS本該当ページ：p134～173

京都木材規格で表示する品質・性能

京都木材規格は京都産木材製品の品質・性能を表示するための業界独自規格です。

製品の寸法安定性に関わる情報
含水率、寸法

節の有無など見た目の美しさ
材面の品質

構造材のみ

木造建築の構造計算に必要な情報
曲げ性能

ここに記載のない品質および表示の規格は全てJASに準拠する
JASテキスト該当ページ：造作用製材　p3～17，115～118
構造用製材　p29～31，123～124

性能の明示方法（ラベリング）について

【明示方法】

・製品の性能の明示はラベル等により行い、具体的明示方法については、原則として①～③のいずれかの方法とする。また、その方法の選定については、納入先の要求等必要に応じて決めるものとする。

・明示内容は下表のとおりとする。ただし、含水率および曲げ性能については、当事者間の協議により、必要に応じ表示を省略できる。

【製品への明示内容】

項　目	造作材	構造材
樹種名、寸法	必須	必須
含水率	必須	必須
曲げ性能	表示しない	必須
等級（材面区分）	任意	任意 （基準はJASに準拠）

【ラベル等の貼り直し】

・ラベル等の貼り直しを行う認定事業体は、京都木材規格に基づき、含水率・曲げ性能などの測定を再度行わなければならない。

明示方法①　一本毎にラベルを貼付し、品質性能を明示

KTS 京都木材規格

登録番号（京都府・京都市）　23-H-001

樹種	スギ	必須
寸法	mm × mm × m 105 × 105 × 3	必須
曲げ強度（強度等級）	E-90	構造材のみ必須
含水率	SD20	必須
等級（材面区分）	並	任意
事業者名（検査担当者）	株式会社〇〇製材所 （担当：〇〇）	必須
注）京都木材規格は「みやこ杣木認証制度」と「京都府産木材認証制度」の両方に対応しています。 注）京都府産木材認証制度による認証を受ける場合、本製品を府認定の取扱事業体から「京都府産認証木材」と指定した上で直接購入している必要があります。		必須

←明示内容

貼付イメージ

明示方法②　一本毎に明示はしないが、荷口単位（邸別、バンドル等の単位）で品質性能のデータを提供。ただし、製品とデータが照合できるように製品には一本毎に管理番号等を明示。

明示内容

KTS 京都木材規格

必須

登録番号（京都府・京都市）

必須

23-H-001

上記表示に下記データ表を添付

【添付データ表の例】

京都府産木材認証制度 取扱事業体 認定番号 または　みやこ杣木認証制度 生産事業体 登録番号					
事業体名					
製品管理番号	樹種	寸法	曲げ強度	含水率	等級
1					
2					
3					
4					

データ添付は必須
（各項目の明示内容は他と同様）

管理番号明示イメージ

明示方法③　荷口単位（邸別、バンドル等の単位）で品質性能を明示し一本毎の明示は必要ないものとする。

KTS 京都木材規格

必須

登録番号（京都府・京都市）

必須

23-H-001

樹種	スギ	必須
寸法	mm × mm × m 105 × 105 × 3	必須
曲げ強度（強度等級）	E-90以上	構造材のみ必須（※）
含水率	SD20	必須（※）
等級（材面区分）	並	任意（※）

事業者名（検査担当者）

株式会社〇〇製材所
（担当：〇〇）

必須

注）京都木材規格は「みやこ杣木認証制度」と「京都府産木材認証制度」の両方に対応しています。
注）京都府産木材認証制度による認証を受ける場合、本製品を府認定の取扱事業体から「京都府産認証木材」と指定した上で直接購入している必要があります。

必須

←明示内容

貼付イメージ

※複数の等級が混在する荷口について、単一等級により表示する場合にあっては、当該荷口に含まれる最下位の等級の区分を記載し、曲げ性能については当該区分の後ろに「以上」と記載すること。

納品伝票等への記載方法

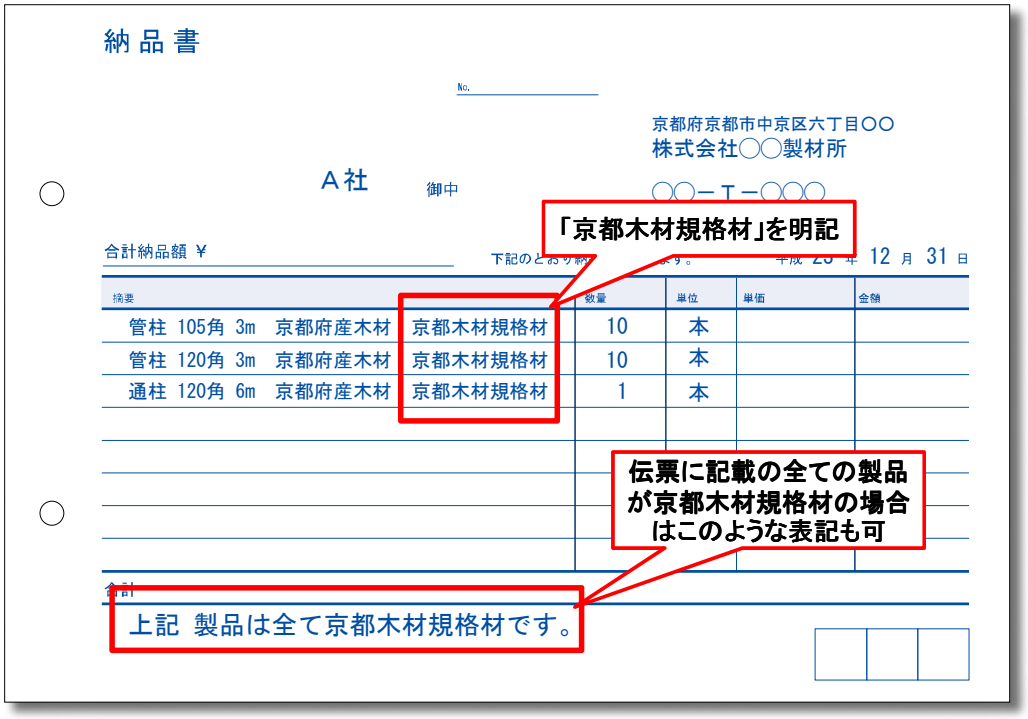

納 品 書

No.

京都府京都市中京区六丁目〇〇
株式会社〇〇製材所

Ａ社　御中

〇〇－Ｔ－〇〇〇

「京都木材規格材」を明記

合計納品額 ￥

下記のとおり納入します。　平成 25 年 12 月 31 日

摘要		数量	単位	単価	金額
管柱 105角 3m 京都府産木材	京都木材規格材	10	本		
管柱 120角 3m 京都府産木材	京都木材規格材	10	本		
通柱 120角 6m 京都府産木材	京都木材規格材	1	本		

伝票に記載の全ての製品が京都木材規格材の場合はこのような表記も可

合計

上記 製品は全て京都木材規格材です。

購入者等は納品伝票等により「京都木材規格材」であることを確認できる。

ラベルの取扱いについて （ケース1）
～明示方法②、③で想定される事例～

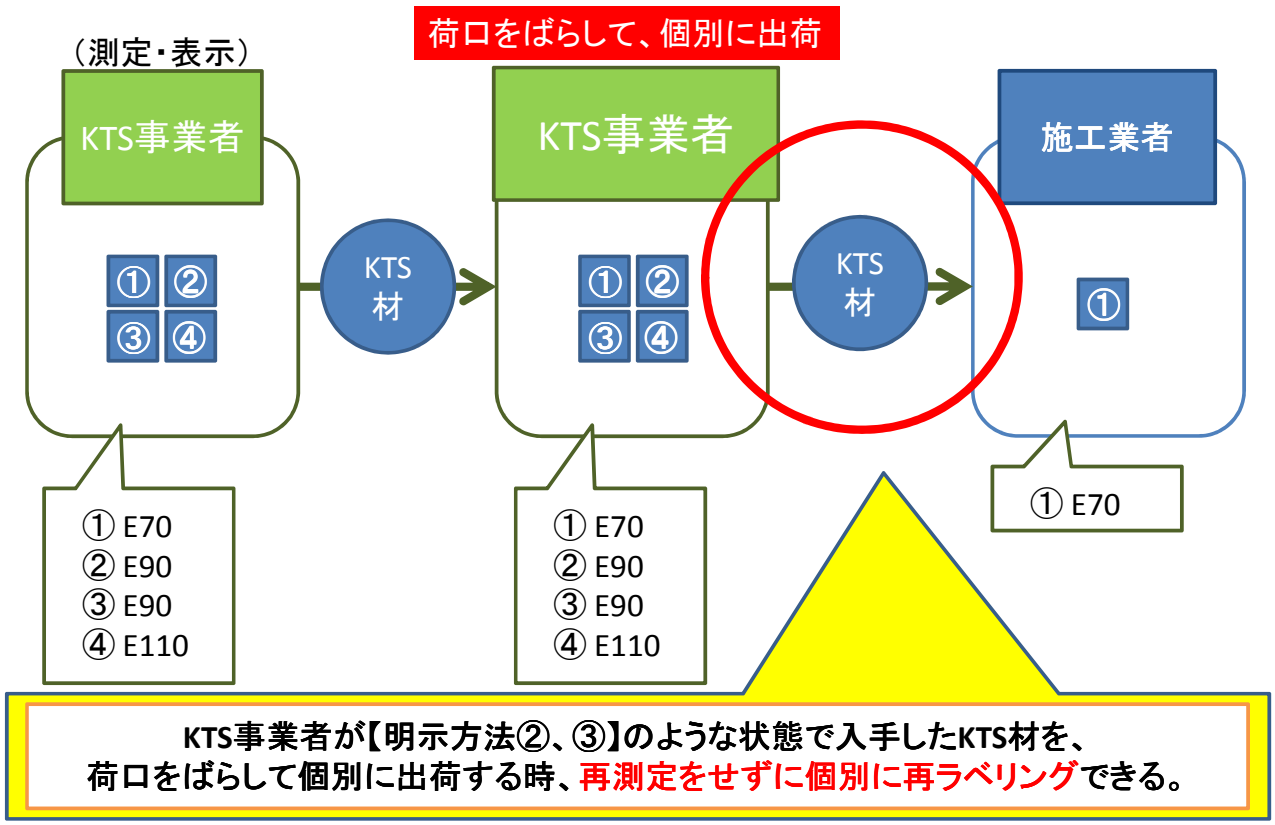

KTS事業者が【明示方法②、③】のような状態で入手したKTS材を、
荷口をばらして個別に出荷する時、再測定をせずに個別に再ラベリングできる。

ラベルの取扱いについて（ケース2）
～明示方法②、③で想定される事例～

荷口をばらして、個別に出荷

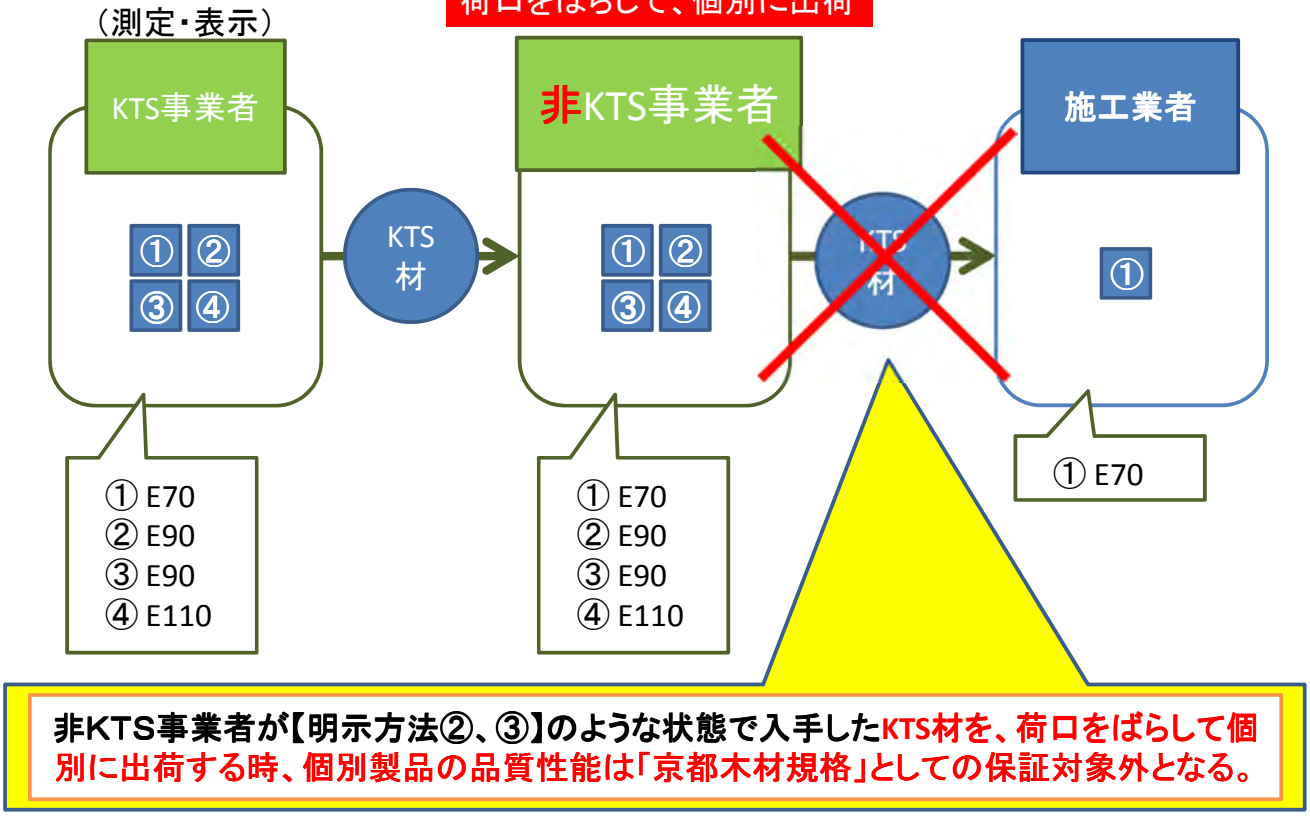

非KTS事業者が【明示方法②、③】のような状態で入手したKTS材を、荷口をばらして個別に出荷する時、個別製品の品質性能は「京都木材規格」としての保証対象外となる。

8.ラベルの取扱い

ラベルの取扱いについて（ケース3）
～府の公共工事での留意点～

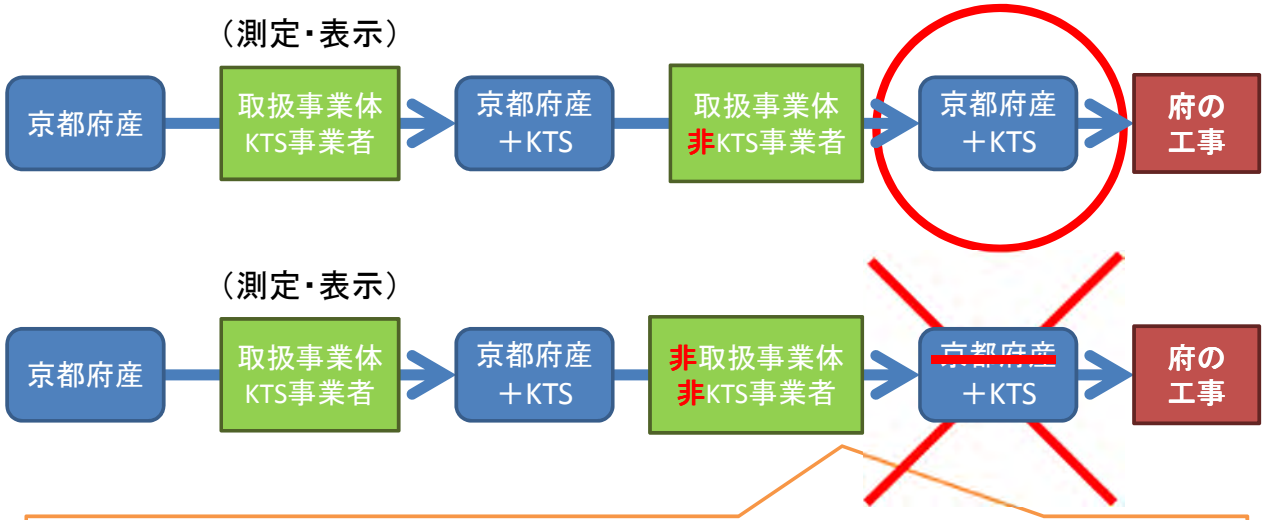

京都木材企画運営要領 第2条
1.「京都産木材」とは、京都府が実施する「京都府産木材認証制度（ウッドマイレージCO_2認証制度）」または、京都市が実施する「京都市木材地産表示制度（みやこ杣木認証制度）」において認証される木材製品のこと言う。
2「京都木材規格材（KTS 材）」とは、京都産木材であり、かつ第3で定める規格基準および第10で定める規格材表示ラベル貼付基準に基づき認定事業体が品質性能を表示した木材製品を言う。また、合法性についても担保されたものとする。

産地証明の前提がなくなるため、KTSの表示内容も保証対象外となる

品質管理技術者 取得後の流れ

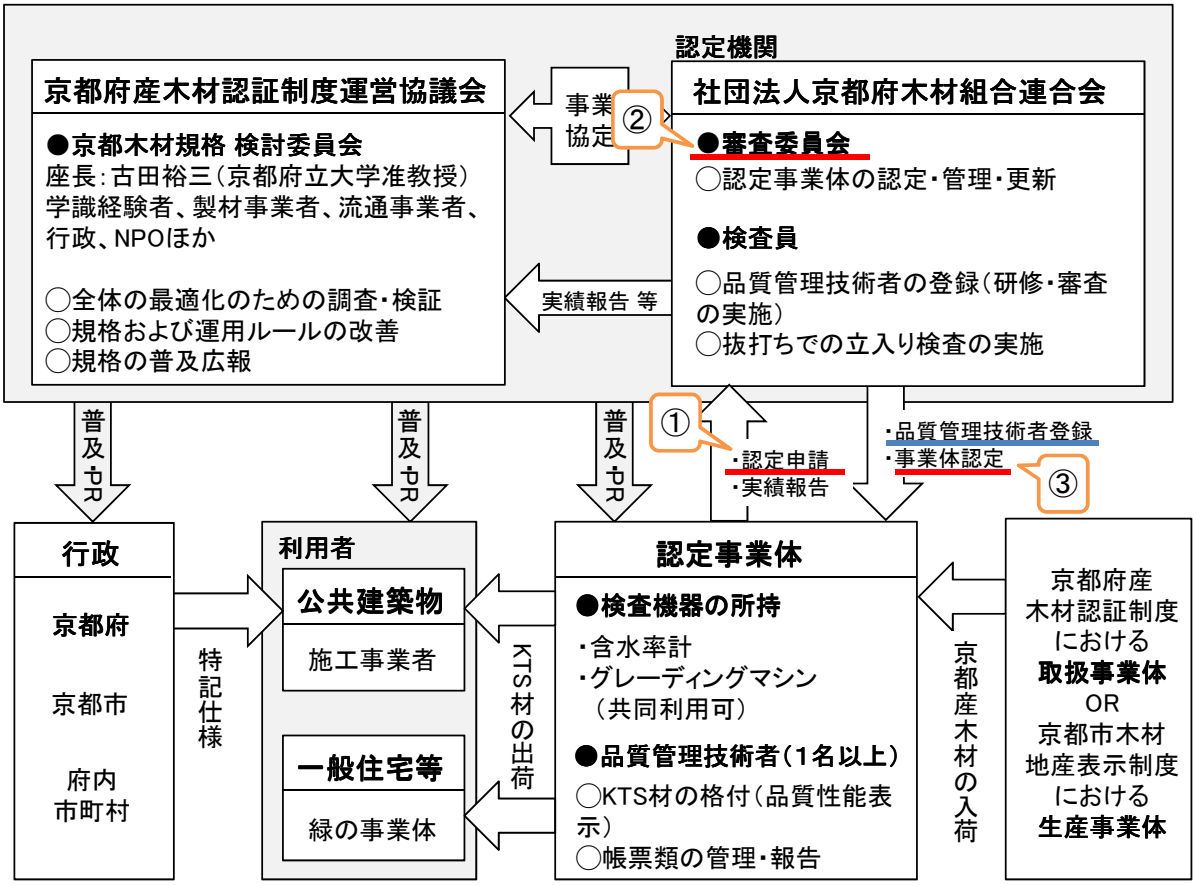

9. 認定事業体になるためには

品質管理技術者 取得後の流れ（1／2）

【認定要件１】
京都府認定「取扱事業体」または京都市認定「生産事業体」に登録済であること
・・・・・・・・・・・・・・・・・・【第１号様式】

【認定要件２】
木材規格基準に則り 木材製品の品質性能表示を行うための機器及び施設を有していること

(1) 測定機器（含水率計 等）の所有
→以下の機器の所有を確認 ・・・・・・・・・【別紙１（第１号および第５号様式関係）】
①グレーディングマシン（(社)全国木材検査・研究協会認定品）
②含水率計（(財)日本住宅・木材技術センター認定品）
③ノギス、④直定規、⑤直角定規、⑥鋼鉄巻尺

(2) 検査を行うスペースの確保
→4mの材が置ける広さ、測定に支障のない明るさ（照明）を確認
・・・・・・【別紙２（第１号および第５号様式関係）】

品質管理技術者 取得後の流れ（2／2）

【認定要件3】
木材規格基準に則り木材製品および帳票類の管理をできる体制が整っていること
(1) **品質管理技術者の配置（1名以上）** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**【第1号様式】**

(2) 木材規格基準に則った運営のための内規の作成
→管理マニュアルの確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**【別紙4（第1号様式関係）】**

【認定要件4】
認定事業体の業務に関する誓約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**【別紙3（第1号様式関係）】**

認定事業体の認定受付

2012年11月1日（木）から

認定に関する費用と認定事業体の任期

費用

登録料　100,000円（但し、(社)京都府木材組合連合会会員は30,000円）
維持費　15,000円（3年分）
更新料　15,000円（3年毎）
グレーディングマシン貸し出し時　　保険料3,000円＋発送料（実費）
監査時　手数料10,000円＋調査員旅費等＋検査費用
（材面検査・強度測定検査　各1,000円/回、含水率検査500円/回）

認定事業体の任期

認定事業体は認定後3年を経過した場合、継続して有効とするために
1年以内に更新のための手続きを行わなければならない。（京都木材規格運営要領第4条）

○ 品質管理技術者講習会の再受講（資格の更新）
○ 認定事業体の認定更新申請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**【第5号様式】**
・・**【別紙1（ 第1号および第5号様式関係）】**
・・・**【別紙2（ 第1号および第5号様式関係）】**

認定事業体の責務

（1） 品質性能を適切に表示

KTS材の取扱いにあたっては、自らの責任において、適正に規格を運用し、KTS材の品質性能を適切に表示する。

（2） 管理簿等の保管

KTS材の入出荷、性能表示内容等に関する情報を管理簿等により管理し、入出荷管理と性能表示内容に係わる関係書類を5年間保管する。

（3） 入出荷の実績報告

KTS材の入出荷実績を毎年認定機関に対して所定の様式に従い報告する。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【第3号様式】

（4） 立入り検査に対する対応

認定機関より抜打ちでの性能表示内容の立入り検査依頼があった場合は、速やかに応じる。

（京都木材規格運営要領第5条）

認証機関による抜打ち検査

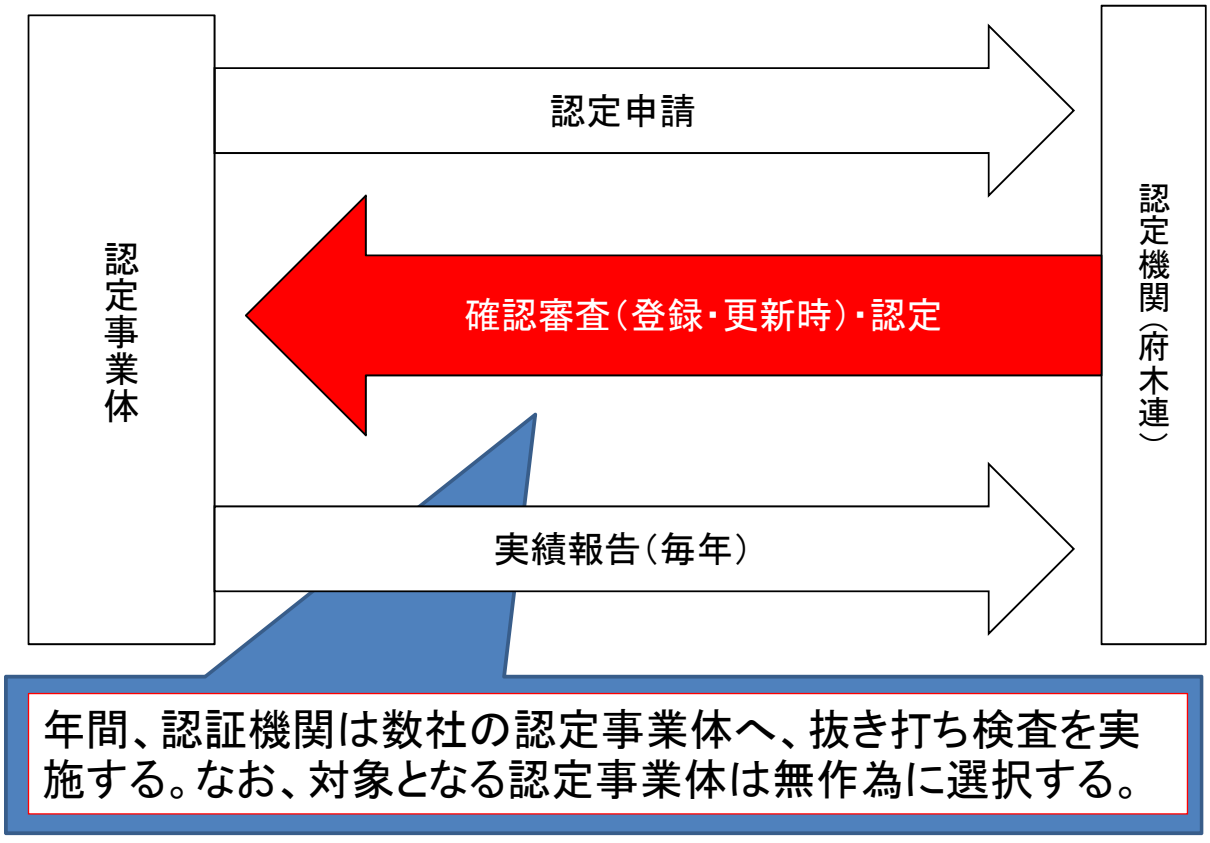

クレーム対応

基本的事項として、京都木材規格に関する瑕疵等の責任は、製品の性能を測定し、出荷した認定事業体に帰する。

クレームを受けた場合には

出荷した認定事業体は
消費者等からのKTS材に対する相談に誠意をもって対応する。また、消費者等から苦情・相談を受けた場合は、内容とその対応について、遅滞なく認定機関に報告することとする。

認定機関は、
事実関係を調査し、必要時応じて次の事項に関して対応を図る。
（1）消費者からの苦情の内容等について
（2）認定事業体のクレームに対する対応（製品の回収・交換等）について
（3）認定事業体の立ち入り調査（調査に費やした費用は認定事業体が負担）
（4）原因とその改善策等について
【対応結果について、業者が特定されない形で他の認定事業体へ周知し再発防止を図る】

罰則規定

京都木材規格運営要領に定められている第４、第５、および第７で定める責務・業務に反する行為や制度の信頼を著しく損なう恐れのある不正・不適当な行為があった場合、

◆認定機関が当該事業体に対して、立ち入り調査の実施を行うことがある。
また、それによって発生した費用は事業体が負担する。

◆認定の取消し処分を受けた事業体等は、１年間、認定の申請を行うことはできない。

◆認定の取り消し処分を受けた事業体等は、ホームページ等により公表される。

（京都木材規格運営要領第６条）

連絡先一覧

京都木材規格材の入手方法、認定事業体の登録方法など

社団法人京都府木材組合連合会
TEL：(075)802-2991　FAX：(075)811-2593　E-mail：info@kyomokuren.or.jp

京都木材規格(制度)の改善提案など

京都府産木材認証制度運営協議会事務局
(京都府温暖化防止センター)
TEL：075-211-8895　FAX：075-211-8896　E-mail：wood@kcfca.or.jp

公共事業での京都産木材の使用について

(府)京都府農林水産部林務課林産振興担当
TEL：075-414-5009　FAX：075-414-5010

(市)京都市産業観光局農林振興室林業振興課
TEL：075-222-3346　FAX：075-221-1253

京都木材規格 検討委員会 委員(2012年)

氏名	所属
明石　浩和	京都府農林水産技術センター森林技術センター木材利用推進室
池谷　和博	社団法人京都府木材組合連合会
井上　智喜	京都市産業観光局農林振興室林業振興課
尾﨑　友紀	尾﨑林産工業株式会社
河津　英範	京都市産業観光局農林振興室林業振興課
菊池　謙作	京都府農林水産部林務課
佐々木ふみ	京都府立大学大学院生物材料物性学研究室(博士前期課程)
中尾　祐典	洛東工業
野間理恵子	社団法人京都府木材組合連合会
松尾　健司	京都府農林水産部モデルフォレスト推進課
渕上　佑樹	京都府温暖化防止センター(京都府産木材認証制度運営協議会事務局)
◎古田　裕三	京都府立大学大学院生物材料物性学研究室
松本　吉弥	京都市域産材供給協会

◎：座長

事務局	京都府産木材認証制度運営協議会